

公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成24年 8月 14日

施設名	宇佐漁港プレジャーボート等保管施設	所管課	水産振興部 漁港漁場課
-----	-------------------	-----	-------------

1 施設の概要

指定管理者名	高知県漁業協同組合	指定期間	平成22年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日
施設所在地	土佐市宇佐町宇佐及び須崎市浦ノ内下中山(宇佐漁港区域内)		
事業内容	1 施設の利用の許可に関する業務 利用許可、既許可事項の変更許可、許可に関する条件附加、許可の取消し、申請指導等 2 利用料金の収受に関する業務 利用料金の徴収、利用料金の制定、利用料金の減免及び還付 3 施設の維持管理に関する業務 施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化等 4 施設の運営管理に関する業務 船舶係留場所の配置選定、陸上保管施設の開閉時間等の調整等 5 県、関係機関、地元漁業者との連絡、調整 放置船の確認、県及び関係機関への連絡、利用者からの苦情処理等		
施設内容	1 施設区分 (1)水域係留施設…施設所在地区名・施設数・係留可能隻数 橋田(2施設55隻)、新町(5施設115隻)、福島(2施設52隻)、塩浜(6施設21隻)、灘(11施設124隻)、井尻(2施設49隻)、竜(1施設2隻)、荻浜(2施設30隻)、宇津賀(2施設9隻)、堂ノ浦(1施設10隻)、入戸(1施設8隻)、白鷺(1施設4隻) 計12地区、36施設、479隻 (2)陸上保管施設…施設所在地区名・施設数・保管可能隻数 橋田(1施設100隻) 2 利用料金区分…月額 (1)水域係留施設 ①係船環A(21施設) 船長6m未満…2, 725円 船長6m以上…3, 325円 ②係船環B(8施設) 船長6m未満…1, 725円 船長6m以上…2, 125円 ③係船環C(5施設) 船長6m未満… 500円 船長6m以上… 600円 ④浮き棧橋(2施設) 船長6m未満…3, 725円 船長6m以上…4, 325円 (2)陸上保管施設 ①船舶保管施設(1施設)…1隻の船長1フィートあたり…510円 ※当該利用料金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。 1月未満及び1フィート未満の端数については、1月及び1フィートとして計算する。		
職員体制	常勤職員： 7 人	非常勤職員： 人	合計： 7 人

2 収支の状況

単位：千円

		平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
収入	県支出金	0	0	0
	使用料・手数料	21,247	20,960	21,000
	その他	0	0	0
	収入計 (a)	21,247	20,960	21,000
支出	事業費	0	0	0
	管理運営費	4,015	4,153	3,974
	人件費	14,161	13,701	13,450
	県への納付金	3,500	3,500	3,500
	その他	0	0	76
	支出計 (b)	21,676	21,354	21,000
収支差額 (a) - (b)		△ 429	△ 394	0

3 利用状況

	平成22年度(実績)	平成23年度(実績)	平成24年度(目標)
①年間利用船舶数 (年度末許可隻数)	452	439	439
②利用者意見等の反映	<p>○ 窓口等による要望苦情等の受付 受付窓口、現場職員への申し出、電話による苦情等、日頃のやりとりの中で、指定管理業務に関する要望等を受け付けている。 指定管理者で対応可能なものは改善し、案件によっては県に報告をしている。</p>		
③その他特記事項	<p>船舶の大きさ等によっては係留施設が空いていても希望する場所に係留できないケースがあること、係留施設によっては地理的に悪条件の場所があることなどから積極的に空き施設の募集は行っていない。</p>		

4 平成23年度業務評価

項 目	状 況 説 明
①適正な管理運営の確保	<p>陸域保管施設の現場管理のため2名、水域係留施設の巡視のため1名の職員を雇用し、またトラブル等に対する漁協職員の応援体制も整っているため日々の業務については仕様書どおりの業務が達成できている。 利用許可の更新手続が遅延する者があり粘り強く催促等を行っているが、手続きの完了までに数ヶ月を要している。 利用料の徴収に当たっては年度遅れで入金になっているものがあり、今後の対応等、検討を要請する。</p>
②利用者サービスの維持向上	<p>施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化、係留(保管)場所の配置選定、陸上保管施設の運営などの業務が達成できている。 利用料金については、高知県漁港管理条例で規定している額(県直営係留施設の利用料金)よりも低額に設定し、利用者サービスに努めている。</p>
③利用実績	<p>経済状況や船主の高齢化等により係留(保管)許可件数は減少傾向となっている。水域係留施設については、平成22年度末の394隻から11隻減少して、23年度末は383隻となった。 陸上保管施設については、22年度末の58隻から2隻減少して、23年度末は56隻となった。</p>
④収支の状況	<p>平成23年度決算は、許可船舶の減少により利用料金収入が当初の事業計画を下回ったこと、計画外の臨時職員の経費が発生したことなどから394千円の赤字となった。</p>
総合評価	<p>指定管理者の収入は利用料金収入のみであり、県は管理代行料を支出していない。又、当指定管理施設は、指定管理者が県へ納付金を納入する県内で唯一の施設であり、指定管理者は、基本協定書の規定どおり平成23年度納付金3,500千円を期限内に納入している。 許可船舶数が年々減少しており、利用料金収入増加のため、配船計画の見直し(係留できない箇所の解消)や募集方法について検討を要請する。</p>
	B

【評価の目安】

- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
- B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
- C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
- D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの